

第 5 1 号議案

令和 5 年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和 5 年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	9,467,092,655	607,984,527	343,873,423
議会の議決による処分数額	141,427,093	0	△141,427,093
資本金への組入れ	141,427,093	0	△141,427,093
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分数額	0	0	△202,446,330
減債積立金の積立て	0	0	△202,446,330
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分数額	0	0	0
処分後残高	9,608,519,748	607,984,527	(繰越利益剰余金) 0

令和５年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について

地方公営企業法第３２条第２項の規定により、令和５年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金３４３，８７３，４２３円のうち１４１，４２７，０９３円を資本金に組み入れること。

令和５年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	9,467,092,655	607,984,527	343,873,423
議会の議決による処分額	141,427,093	0	△141,427,093
資本金への組入れ	141,427,093	0	△141,427,093
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第７条による処分額	0	0	△202,446,330
減債積立金の積立て	0	0	△202,446,330
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第８条による処分額	0	0	0
処分後残高	9,608,519,748	607,984,527	(繰越利益剰余金) 0